



2014年4月7日号

目次

(W&B No. 201404CY)

1. 商標評審規則に見る商標法改正での経過措置(2014年5月1日施行予定)
2. 『職務発明条例草案(送審稿)』の意見募集の通知(2014年4月1日)

【1】商標評審規則に見る商標法改正での経過措置(2014年5月1日施行予定)

改正商標は5月1日より施行される予定ですが、いつも通り中国の改正準備はのんびりと施行に合わせ準備を進めている。去る2月10日に国务院法制弁公室が意見募集した商標評審規則(商標審判規則)の概要を確認するとともに、改正法の経過措置がどのように計画されているか確認する。

商標評審規則は商標審判事件の審理における運用を規定しているが、今回の改正案では前回2005年の規則と比べると、12条を削除し、7条を追加、59条を修正している。改正の具体的な内容は以下の通りである。

(1) 商標法及び条例の改正に応じた改正

- ① 無効宣告復審手続と取消復審手続を区別
- ② 異議申立手続及びその拒絶査定復審の審理範囲を明確化
- ③ 補正期間を15日に、証拠補足期間を30日に短縮
- ④ 電子申請と送達

(2) 運用上の必要性に応じた手続改善

- ⑤ 審理効率を高めるために、結審した案件は審判官1名で処理
- ⑥ 第一審訴訟中の審決、裁定の認定事実、適用法律が変わる場合の処理を追加
- ⑦ 実質的でないミスの訂正
- ⑧ 判決を執行する場合の合議体による再審、新証拠の採用などの関連規定を追加、

(3) 運用上の目立った問題点に応じた改正

- ⑨ 当事者が規定に従った提出をしない場合の非受理、見做し放棄の適用
- ⑩ 当事者の商標が譲渡、移転されながら譲受人又は承継人明確でない場合の適用
- ⑪ 複数の当事者による共同審判事件には代表者の指定することを適用
- ⑫ 商標局移送案件の延長の適用

(4) 改正法規適用のための経過措置

- 改正商標法施行前の商標出願拒絶査定又は異議裁定に対する復審請求が改正商標法施行後に審理される場合、異議復審事件の主体資格を除き、手続上の事項及び実体的事項は新法を適用する。
- 商標評審委員会が改正商標法施行前に受理し、改正商標法施行後に審理する無効宣告、無効宣告復審及び取消復審事件を審理する場合、手続上の事項は新法、実体的事項は旧法を適用する。
- 改正商標法施行前に受理した商標評審事件を審理する場合、2014年5月1日よりその審理期間を計算する。

なお、上記は意見募集稿に基づくため、施行時に再確認が必要である。

【2】『職務発明条例草案(送審稿)』の意見募集の通知(2014年4月1日)

中国の現地法人では作業が進んでいる社内の職務発明規程に関するものである。予てから知識産権局が条例作成に取り組んでおり、注目されている職務発明条例草案の第3回草案が審議案として、公開での意見募集がされた。初回に比べてやや現実的になったが、営業秘密を含めた適用範囲には注意が必要である。

意見募集通知で、知識産権局は起草理由を次のように述べている。

『国家中長期人材発展計画綱要(2010-2020)』が提起した「職務技術成果に関する条例を制定し、科学技術成果に係る知的財産権の帰属と利益共有メカニズムを整備し、科学技術成果の創造者の合法的な権益を保護する」という目標を達成するために、知識産権局は教育部、科学技術部、工業・情報化部、人力資源社会保障部、農業部、国有資産監督管理委員会、版權局、林業局、中国專利保護協会及び中国発明協会と共同し、十分に調査研究し、何度も社会に意見募集を行い、『職務発明条例草案(送審稿)』を起草した。

意見は、知識産権局条法司条法一処に対して、電子メール(tiaofasi@sipo.gov.cn)又は FAX(+86-10-62086554)で提出できる。

関係サイト: http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201404/t20140401_926318.html

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/zwfmlzl/tlcayj/201403/t20140331_925616.html

職務発明条例草案(送審稿) 仮訳**第一章 総則**

第1条 職務発明者と組織(翻訳者注記:単位とは法人格を有する会社や機関を指す、以下同じ)の合法的な権益を保護し、職務発明者と組織のイノベーションに対する積極性の調和、イノベーション能力の向上、知的財産権の運用実施を推進し、経済社会の発展を促進し、イノベーション型の国家建設と人材による強国戦略を実施するために、本条例を制定する。

第2条 国は、職務発明及びその知的財産権の創造、運用、保護と管理を奨励する。

各級人民政府及びその関連主管部門は、積極的に有効な措置を施し、職務発明制度の宣伝と普及に努め、組織と発明者が本条例を執行することの指導と支援を強化し、職務発明及びその知的財産権の運用を支持と促進しなければならない。

第3条 国務院知識産権主管部門、科学技術行政部門及び人力資源社会保障行政部門は、全国職務発明制度の実施の監督管理に職責分担に応じて責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府の知的財産権主管部

門、科学技術行政部門、人的資源社会保障行政部門は、本行政区域内の職務発明制度の実施の監督管理に職責分担に応じて責任を負う。

本条例に言う知識産権主管部門には、特許行政部門、農業行政部門と林業行政部門が含まれる。

第4条 本条例での発明とは、中華人民共和国国内で完成した特許権、植物新品種権、集積回路配置設計専有権或いは技術秘密保護客体の知的創造成果に属するものを言う。

第5条 本条例での発明者とは、発明の実質的な特徴に創造的な貢献をした者を言う。

発明創造が完成する過程において、単に組織或いは従業員の管理に従事した者、物質的技術的条件を利用するために便宜を図った者或いはその他の補助的作業者は、発明者ではない。

第6条 国は、企業と事業組織が職務発明の知的財産権管理制度を設け、知的財産権の管理業務専門部署或いは専任人員を配置する、或いは知的財産権業務管理の専門機構に委託することを奨励する。

企業と事業組織は、発明報告制度の設置或いは発明者と約定を行い、発明完成後の組織と発明者間の権

利、義務と責任を明確にし、発明の権益の帰属を適時に確定しなければならない。

研究開発に従事する企業と事業組織は、職務発明の奨励・報酬制度を設けるか或いは発明者との奨励と報酬について約定しなければならない。

組織は、前述の制度を設けると、関係者から十分に意見と提案を聴取・検討するとともに、研究者とその他の関係者に発明報告制度による奨励・報酬制度を公表しなければならない。

第二章 発明の権利帰属

第7条 下記の発明は、職務発明に属する。

- (1) 本来の職務遂行中に完成した発明。
- (2) 本来の職務以外に、組織から割当てられた任務で完成した発明。
- (3) 退職、転職後或いは労働、人事関係終了後1年以内に完成した、元の勤務先組織で担当した本来の職務業務或いは割当てられた任務と関連のある発明。但し、国が植物新品種に別途規定を定める場合を除く。
- (4) 主に所属する組織の資金、設備、部品、原材料、繁殖種或いは対外的に公開していない技術資料などの物質的技術条件を利用して完成した発明。但し、資金の返済或いは使用料の支払を約定、又は完成後に組織の物質的技術条件を利用して検証或いは試験する場合を除く。

第8条 職務発明について、組織は知的財産権の出願、技術秘密での保護或いは公表する権利を享有し、発明者は署名権並びに奨励と報酬を得る権利を享有する。

非職務発明について、発明者は署名権と知的財産権の出願或いは技術秘密での保護或いは公表する権利を享有する。

第9条 組織は法に基づき制定された規則制度或いは発明者との約定で、組織の物質的技術的条件を利用して完成した発明の帰属を定めることができる。発明者との約定がないか規則制度に規定がない場合、本章の規定を適用する。

第三章 発明の報告及び知的財産権の出願

第10条 組織が別途規定或いは発明者と別途約定が

ある場合を除き、発明者が組織の業務に関わる発明を完成した場合、発明完成日より2ヶ月以内に当該発明を組織に報告しなければならない。

発明が2名以上の発明者で完成した場合、全ての発明者或いは発明者の代表が共同して組織に報告する。

第11条 発明報告には、下記の内容を含まなければならない。

- (1) 発明者の氏名。
- (2) 発明の名称と内容。
- (3) 発明が職務発明か非職務発明かの意見及び理由。
- (4) 組織或いは発明者が説明すべきと認めるその他の事項。

組織と発明者が発明小国の内容に別途約定がある場合、その約定に従う。

第12条 発明者がその報告の発明が非職務発明であると主張する場合、組織は本条例第11条に規定の報告受領日より2ヶ月以内に書面で回答しなければならない。組織が前述の期限内に回答しなかった場合、発明者の意見に同意したものとみなされる。組織と発明者が前述の期限に別途約定がある場合、その約定に従う。

組織が応答書面で非職務発明が職務発明に属すると主張する場合、理由を説明しなければならない。発明者が組織の応答日より2ヶ月以内に反対意見を書面で提出した場合、双方は本条例第40条の規定に基づき紛争を解決することができる。反対意見の提出がなかった場合、当該発明が職務発明であることに同意したとみなされる。

第13条 発明者がその報告した発明は職務発明に属すると主張し、組織が受領し本条例第11条の規定に符合する場合、報告日より6ヶ月以内に国内で知的財産権の出願、技術秘密での保護或いは公表するかを決定するとともに、その決定を発明者に書面で通知しなければならない。組織と発明者が前述の期限に別途約定がある場合、その約定に従う。

組織が前項に規定する期限内に発明者に通知しない場合、発明者は書面で組織に応答を催促すること

ができる。発明者の書面による催促後1ヶ月以内に組織の応答がない場合、組織が当該発明を技術秘密として保護しているとみなされ、発明者は本条例第25条の規定に基づいて補償を得る権利を有する。その後、組織が国内で当該発明を出願し、知的財産権となった場合、発明者は本条例に規定される奨励と報酬を得る権利を有する。

第14条 組織は職務発明を知的財産権出願する場合、提出する出願文書について、発明者の意見を求めることができる。発明者は組織の知的財産権出願に積極的に協力しなければならない。

知的財産権出願中に、発明者は組織に出願の進捗状況を質問する権利を有する。

第15条 組織は職務発明の知的財産権出願手続きを停止或いは職務発明の知的財産権を放棄する場合、その1ヶ月前までに発明者に通知しなければならない。発明者は組織と協議し、当該職務発明の知的財産権出願或いは知的財産権を取得できる。組織は権利移転手続きに積極的に協力しなければならない。

発明者が前項の規定に基づき関連権利を無償で取得後、組織は当該職務発明或いはその知的財産権について無料の実施権を有する。

第16条 発明者はその完成した職務発明に秘密保持義務を負い、組織の同意なく当該発明を公表してはならず、自ら無断で知的財産権出願或いは第三者に譲渡してはならない。

組織はその報告された非職務発明について秘密保持義務を負い、発明者の同意なく当該発明を公表してはならず、自己の名義で知的財産権出願或いは第三者に譲渡してはならない。

第四章 職務発明の奨励と報酬

第17条 組織は職務発明について知的財産権を取得した場合、発明者を適時に奨励しなければならない。

組織が職務発明の知的財産権を譲渡、他人に実施許諾或いは自ら実施する場合、当該発明から得た経済的利益、発明者の貢献度合いなどに応じて、発明者に合理的な報酬を適時に支給しなければならない。

第18条 組織は法に基づく規則制度中の規定或いは発明者との約定で、奨励、報酬にかかる手続き、方法と金額を決めることができる。当該規則制度或いは約定では、発明者の享有する権利、救済請求ルートを知らせるとともに、それは本条例第19条と第22条の規定に合致しなければならない。

発明者が本条例により享有する権利を取消す或いは前述の権利の享有又は行使に不合理な条件を付加するいかなる約定と規定は無効である。

第19条 組織が職務発明者に与える奨励と報酬の方法と金額を確定する場合、職務発明者の意見を聴取しなければならない。

組織が職務発明を自ら実施、譲渡或いは他人に実施許諾し経済的利益を得た場合、発明者は組織が得た経済的利益の関連状況を知る権利を有する。

第20条 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に職務発明に対する人的奨励の規定を与えていない場合、発明特許権或いは植物新品種権を取得した職務発明について、発明者全体に支払う総額が少なくとも当該組織在職従業員月間平均給与の2倍を下回らない額を支払う。その他の知的財産権を取得した職務発明について、発明者全体に支払総額が当該組織の在職従業員月平均給与を下回らない額を支払う。

第21条 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に職務発明に対する発明者の報酬の規定がない場合、組織が職務発明の知的財産権取得後、全ての知的財産権の全ての発明者に下記の方式のいずれかで報酬を支払わなければならない。

(1) 知的財産権の有効期間中は、毎年発明特許権或いは植物新品種権の実施による営業利益の5%を下回らない額、その他の知的財産権の実施では、当該営業利益の3%を下回らない額。

(2) 知的財産権の有効期間中は、毎年発明特許権或いは植物新品種権の実施による販売収入の0.5%を下回らない額、その他の知的財産権の実施による販売収入の0.3%を下回らない額。

(3) 知的財産権の有効期間中に、前2項で算出した金額を参照し、発明者個人の給与の合理的倍数で毎

年の報酬額を確定する。

(4) 第1項、第2項を参照して算出した金額の合理的倍数を参照し、発明者に一括して支払う報酬額を確定する。

なお、上記の報酬累計は当該知的財産権の実施による営業利益の累計額の50%を上回らない。

組織が発明者に約定や法に基づく規則制度で職務発明に対する人的報酬の規定を与えていない場合、組織が当該知的財産権を譲渡或いは他人に実施許諾後、その譲渡或いは許諾により得た純利益の20%を下回らない額を発明者に報酬として支払わなければならない。

第22条 組織が報酬額を確定する場合、各職務発明の製品或いは技術の経済的利益に対する貢献、並びに各職務発明者の各職務発明に対する貢献度などの要素を考慮しなければならない。

第23条 組織が発明者に約定や法に基づく規則制度の規定に定める職務発明に係る奨励を与えない場合の報酬の支払い期限は、組織が知的財産権を取得した日より3ヶ月以内に奨励金を支給しなければならない。職務発明による知的財産権を譲渡或いは他人に実施許諾する場合、許諾料や譲渡料の入金後3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。組織が職務発明を自ら実施し、そして現金で毎年報酬を支払う場合、各会計年度終了後3ヶ月以内に報酬を支払わなければならない。持株形式で報酬を支払う場合、組織は法律法規と組織の規則制度の規定に基づいて配当しなければならない。

第24条 組織が職務発明を技術秘密で保護する決定をした場合、当該技術秘密の本組織に対する経済的貢献を根拠に本章の発明特許権の規定を参照し、発明者に合理的な補償を支払わなければならない。

第25条 発明者が組織との労働、人事関係を終了した場合、終了前に完成した組織に関わる発明について、本条例第10条、第14条、第16条に規定される義務を継続して履行するとともに、署名権並びに奨励金と報酬を取得する権利を継続して享有する。

発明者が死亡した場合、その法定相続人或いは被相続人は奨励金と報酬の取得を継承する権利を有す

る。

第26条 組織及び発明者が別に約定或いは法に基づく規則制度に別段の規定をしている場合を除き、職務発明による知的財産権が無効宣告或いは取消された場合、無効宣告或いは取消決定の発効前に発明者が得た奨励と報酬に遡及力を有しない。

第27条 企業が職務発明者の奨励金と報酬について、関連規程により従業員の報酬とすることにより、企業の経費とすることができる。その他の組織は職務発明者の奨励金と報酬を関連規定に従い処理できる。

第五章 職務発明の知的財産権での運用と促進

第28条 国が設立した研究開発機関、高等学院大学の職務発明による知的財産権の取得後合理的期間以内に、正当な理由なく未実施或いは実施に必要な準備もなく、また譲渡も他人に実施許諾もない場合、発明者は、職務発明の権利帰属の前提を変更しない条件で、組織との協議し、当該知的財産権を自ら実施或いは他人に実施許諾するとともに、協議に基づき、相応の権益を享有することができる。

第31条 組織は、職務発明及びその知的財産権の転換実施により得た収益、並びに発明者が得た奨励、報酬に対して、国の関連規程を享受する税収優遇政策を実施する。

第32条 国の関連主管部門が組織の知的財産権を評価或いは査定する標準的政策と措置を制定する場合、組織による確実な職務発明制度の実施状況を評価或いは査定の要素にしなければならない。

単位の確実な職務発明制度の実施状況について、その責任者の関連考課範囲に入れなければならない。

第31条 国が基金を設立し、財政的な資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトの成果である職務発明の運用を促進する。

第六章 監督検査及び法的責任

第32条 監督管理部門は当事者の申請により、或いは権利のある通報を根拠として、法に基づき組織の職務発明制度の実施状況を監督検査する。

監督管理部門が監督検査する場合、職務発明に関連する労働契約、規則制度などの資料を検査閲覧する権限を有し、関係当事者に質問する権限を有する。組織と発明者は事実に基づく関連資料を提供し、関連状況の説明をしなければならない。

第 33 条 監督管理部門が監督検査を行う場合、身分証明書を提示し、法に基づき職権を行使するとともに、監督検査において知り得た営業秘密は保持をしなければならない。

監督検査後、組織が法に基づく職務発明制度を確実に実施していないことが発見された場合、監督管理部門は期限を定めて、これを是正するよう命じるとともに、警告することができる。

第 34 条 発明者が本条例の規定に違反して、職務発明を知的財産権出願した場合、当該出願による権利は組織が享有し、発明者が得た利益は全て組織に返還しなければならない。

組織が本条例の規定に違反して、非職務発明を知的財産権出願した場合、当該出願による権利は発明者が享有し、組織が得た収益は全て発明者に返還しなければならない。

第 35 条 下記は発明者の署名権を侵害する行為に属する。

- (1) 発明者が発明者として署名していない場合。
- (2) 発明者でない者が発明者として署名している場合。

第 36 条 発明者がその署名権の侵害を認定した場合、県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に処分を請求或いは人民法院に起訴できる。

重大な影響のある署名権事件については、県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に処分を請求することができる。知的財産権主管部門或いは人民法院が署名権侵害行為を認定した場合、侵害者による侵害停止、謝罪、損害賠償を命ずる。知的財産権登録機関或いは登記機関は決定或いは判決に基づき、関連文書に記載された発明者を変更し、公告する。

2 回以上の著名権の侵害の場合、県クラス以上の人民政府知的財産権主管部門は侵害者に 5 千元以上 5 万元以下の罰金を科すとともに、侵害状況を通報する。

第 37 条 いかなる組織或いは個人も発明者の署名権の侵害行為を県クラス人民政府の知的財産権主管部門に通報する権利を有し、通報を受理した部門は適時に調査、処理しなければならない。

第 38 条 組織の規則制度或いは発明者との約定が本条例第 18 条第 1 項の規定に合致せず或いは本条例第 18 条第 2 項の規定により無効が確認され、発明者に損害をもたらした場合、組織は賠償責任を負わなければならない。

第 39 条 組織が発明者に本条例の規定に定められた奨励と報酬を支払わない場合、県クラスの人民政府の知的財産権主管部門は是正を命じるものとし、発明者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第 40 条 発明の権利帰属或いは奨励と報酬に関して紛争が生じた場合、当事者は協議により解決する。協議が成立しない場合、当事者は県クラス以上の人民政府の知的財産権主管部門に調停の請求、或いは人民法院に起訴又は法に基づき仲裁を申し立てることもできる。

第 41 条 発明の知的財産権出願後に当事者が当該発明の権利帰属の紛争を生じた場合、知的財産権受理期間或いは登録機関は当事者の請求に基づき、知的財産権関連手続きを中止する。

権利帰属紛争解決後、当事者は知的財産権の関連手続きを回復する法律文書を提出できる。

第 42 条 組織と発明者は発明の権利帰属、奨励報酬の規則制度或いは関係契約について、所在地の知的財産権主管部門に届出ることができる。

第 43 条 国防分野の職務発明については条例の規定を参照し適用する。

第 44 条 本条例は、年 月 日より施行する。

以上

*** 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**